

# 琉球大学学術リポジトリ

## 沖縄返還・請求権個別案件

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43693">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43693</a>

7 沖縄市町村軍用地地主連合会との懇談

無期限

安全保障課長

沖繩市長  
北米一課長

条約局長

条約課長

法規課長

沖繩市町村軍用地地主会連合会幹部との  
懇談メモ

46.1.25

条規鈴木

米北一長及び米保長は、1月25日午後 南方同胞

(赤松副会長)

援護会にて沖繩市町村軍用地地主会連合会比嘉会長

砂川事務局長

(先方発言)

(幹部と懇談したと云ふ) 請求権関係に興味ありと見られた

(要旨)

諸君下記の通り。なお同懇談には外務省側より

(先方) 米米南援護会、仲里環政身系、砂川事務局長 (尚、先方は)

鈴木丹波事務官及び条規鈴木が同席した。同連合会の

復興対策事項(別紙)を当方の既述の事項について簡単に説明

記

(付記)

1 復元補償

(1) 布命20号の規定は、従って行なわれていた。1950年7月1日

GA-6

外務省

2

1. 当方村、海軍施設交渉(協定70%の地位協定適用準備等)の概要

右に記す私見も交えて適宜説明の上、軍用地(国内施策)内容について最も重要(地主の立場)

(協定の原則的規定のみ)であるが、外務省と深く協議の内に本有にあり、後詳細

の契約切替について地主から充分納得の行(よ)な施策を望んでおられる旨述べた。

さらに基地の整理統合と一口に言っても、地主の要望を知るに必要にして切

この協力を求め、また自衛隊使用地についても充分その意義を理解し協力を

と述べた。二つは、当者と協定施設等切替についても説明し、今後永く緊密に連絡をとり行うことと要請。先方も、その旨を所部各表明した。外務省

GA-6

外務省

2. 先方発言中興味ある点のとり

3.

(1) 復元補償

(例) 布令20号の地系に付、行在わん24.3.50年附10

以降の形質変更に関する復元補償については、米側の

支払金額が少額なことは事実であるが、これは飽く迄

地主と米側の合意に基づいて支払われているものである

から、地主会連合会として、問題に対する意思は乏しい。

(四) 復元費が土地の価格を上回る場合は、土地

の価格をもって支払額とするの原則は、現在も

実施されているが、右については、特定の布令布告上

根拠があるというのではなく、この種の補償に

関する一般原則であるというのが米側の立場の

ようである。

(2) 滅失地補償

CA-6

外務省

4

(1) 米側の講和前補償の項目たる「滅失地

補償」が、具体的にいかなる損害に対する補償

であったかは正確に承知していませんが、追って調

査の上、資料を提供する。 (嘉手納空港建設の

際、土砂採取による私有地の水没に対する

補償——準備金代表事務所報告——では、この

ような当方質問については、正確には答へられ

様子であった。)

(四) 米側の管理不全による軍用地の浸蝕として

問題になっているのは、嘉手納内の水釜地区で

あるが、実態は地主連合会で調査中である

CA-6

外務省

(2) 那覇軍港海没地の現在の坪当り単価は

大雑把に見て 500 500 700 ドル である。

(3) 賃借料増額要求

(イ) 土地裁判所の係属中の訴願 9,616 件

は、嘉手納、北谷、コザ、美里地域に關するもの

であり、ちへて、特殊地域指定を求めるもの

ある。賃料の値上げは、訴原係属時の期及

すべき旨要求している。

(ロ) 復帰後の賃料の決定は全く新規に行な

わねばならぬ。現地では、<sup>関係クルーブル</sup>各市町村毎に復帰

後の適正賃料を算出する作業が行なわれており、

その作業結果に基づき単価表が本年4月中に

公表される見通しである。日本政府が復帰後

に適用すべき賃料基準は、右単価表とあまりに

異なる場合は困難な問題を生じることが予想

されるので、日本政府としても早急に復帰後の

賃料に關する大綱を作成し、右単価表を

公表され、公式要求の如き色彩を帯びるに

至る前に、舞台裏の調整と根回しを済ませ

が賢明であろう。

(4) 入会制限補償

本件補償の問題とされているのは、國庫有地

の多い北部であり、具体的には米軍の演習区域  
 となっている地域である。なお、相手は米軍で  
 あると否とに拘らず、沖縄で従来、入会制限  
 に対する補償が要求され支払われなかった  
 と承知している。

(5) 講和前補償

米側が講和前補償の支払に当り、日本側  
 見舞金10億円との重複を回避せんとしたのは  
 事実であるが、要補償額の一律6%削減と  
 いう最終的結論は当時の米琉両当事者間の  
 複雑な話し合いの結果であり、正確なことは

わかつて、いすれにしても、日本側見舞金10億円  
 (約280万ドル)のうち、米側見舞金の対象と  
 重複する性格のものか、96万ドル程度あり  
 しか、米側見舞金<sup>約</sup>19,70万ドルの約6%  
 に当るという説明であらう。

(尚、日本政府の本件見舞金(も)の「衡平」の観

点からは内題に存りはしないが、この条約局長  
 の疑問との関連で、当方より、復讐分野  
 20億ドル見舞金の対象に存、この範囲  
 のうち5億ドルと=3. 先方は、この分野の見  
 舞金の対と存、この下、講和前の使用とし

かつ、講和前の返還された土地については  
ありと述べている。

(6) 前払賃借料の返還問題

「復讐対策事項」の第7項(復讐時の米  
払である軍用地料は地主会連合会が一括代  
理受領する)との関連で、当方より、米側

から72年以降の直り前払の米払いの地  
料は72年7月を基準に計算すると約10万  
ドルに達すると述べているが、米側との関係で

復讐時の米払いの処理を考へようかと、と述  
べている。当方は、前払期間満了前の賃借料

解除の場合には米側の請求は行われないと

述べている。この復讐時の米払いの請求  
は否かと考へる、その土地の引き渡す米側の

提供した米と同等の場合には当該地主は  
日本政府から再び地料を徴収するとい

ふと述べている。(=米側は、当  
方は、復讐時の超過米払いを米側から徴

収する)と述べている。この点、問題がある  
旨指摘しておいた。

3. 右の同日朝 乞方一行は自己先陣部隊の  
委員会に於いて陳情を行ない、特に借料の戻上  
補償(先中道補償)の確保が、地主の村自前

1970年9月25日

軍用地に関する復帰対策事項

沖縄市町村軍用地地主会連合会

### 軍用地に関する復帰対策事項

#### 1 軍用地の地位協定移行方法について

軍用地の移行については、施政権返還と同時に本土政府と個々の地主との間で新規に賃貸借契約を締結すべきである。

#### 2 軍用地の解放（基地の整理縮小）について

市町村の地域開発等を推進するために障害となっている軍用地については、解放してもらいたい。

#### 3 軍用地の接収に伴う通損補償について

（例：残地補償、隣接財産の補償、離作補償、水利権補償等）

軍用地の接収に伴って通常生ずる損失補償（例えば残地補償、隣接補償、離作補償、水利権補償など）については、補償されていないので、復帰までに生じたこれ等の損失に対しては、日米政府のいずれが補償の責任を負うかについて明確にし補償指置を講ずるべきである。

#### 4 復元補償について

（1950年7月1日前に形質変更された土地で1961年7月1日以後解放された土地及び将来解放される土地の復元補償）



1950年7月1日以前から継続使用されている軍用地で1961年6月30日までに解放されたものについては、米国の恩恵的措置により補償されたが、1961年7月1日以後解放された土地の復元補償について、米国は法的補償責任を拒否しており、また将来解放される土地についても、何らの救済措置がなされていないままになっている。

従って、日米両政府においてその責任の所在を明確にするとともに速かに補償の実現を図ってもらいたい。

5 入会制限に伴う損失補償について

従来、入会慣行によつて自由に立入つて木草、林野菜、薪炭林等を採取して来た国県有林野が、軍用地になつたため、採取が制限又は禁止されることによつて生じた損失補償

米軍の演習場として立ち入り制限されている土地のほとんどは、従来入会慣行のある国県市町村有林野が主であるため、地域住民に大きな損失を与えている。よつて、これらの人達の生活権擁護の立場から適切な補償措置を講じてもらいたい。

6 復帰までに未解決の土地裁判所訴訟事案について

(例：講和後の漁業補償、その他)

現在、土地裁判所に訴訟中の事案として軍用地借賃に関するもの9,616件並びに講和後の漁業補償に関するもの16件が提起されている。そのほかにもこれまで土地裁判所に多くの訴訟が提起されたが、殆んど適正な解決を見ていない。よつて、これらの事案については、復帰後日本政府において適正な救済措置を講じて貰いたい。

7 未払軍用地料について

軍用地の未払地料については、復帰時までに適切な方法により、全額完払出来るような措置を講じてもらいたい。

上記の方法によつてもなお未払の生ずる地料については、契約又は収用に係る地料の如何に拘らず、受領権者に代り地主の団体である軍用地地主会連合会(社団法人)が代理受領できるような特別措置を講じてもらいたい。

8 復帰後の軍用地料について

沖縄における軍用地料は、布令布告並びに土地借賃安定法によつて評価されているため、過去25年に亘り莫大な損失を蒙つている。従つて、復帰後は、これらの損失を補償するとともに賃貸料の算定に当つては次の諸条件による特別な措置を講じてもらいたい。

- 1、契約にあつては、如何なる理由があつても現行地料を上回ること。
- 2、価値増大の制限を受けている土地については、適正かつ妥当な方法による評価を図ること。
- 3、基地の密度が本土に比較して著しく高い状態にある沖縄の特殊事情を考慮すること。

9 黙認耕作地（一時使用許可地）について  
（黙認耕作地の地料、一時使用権）

沖縄の土地は、狭小である上、農耕地の約40%に及ぶ土地が軍用地に接収されているため、やむをえず、軍用地内の土地を利用し農耕しなければならぬ実情にある。したがつて、復帰後も軍用地の一時使用権については、最大限に認めてもらうと同時に地料についても、現行通りの取扱による方法により措置してもらいたい。

10 地料の前払い又はそれに代る措置について

現在の軍用地地主の殆んどは、零細地主であるほか代替地の補償のないまま自分の土地をおわれ、借地又は借家を余儀なくされているため、多くの地主が資金融資の必要を切望している実情にある。よつて、全軍用地地主を対象とした特別な資金融資の制度を設置してもらいたい。

11 非細分土地について

（その管理権と地料）

非細分土地については、現在布令146号により市町村にその管理権があり、その軍用地料も市町村に支払われている。復帰後においても市町村によるこれらの非細分地の管理及びその地料の受領が継続できるように措置してもらいたい。

12 国家総動員法により買収された国有地の返還について

国家総動員法により強制的に買上げられたこの種土地は、買収代金の一部だけ受領した者、買収代金の全部を強制的に国債又は郵便貯金に振りむけられたため事実上の対価をうけてない者等、これら元所有者の損失ははかりしれないものがある。従つて接収当時目的達成後は元所有者にこれらの土地を優先的に払下げるという約束がなされた通り、又国家総動員法の趣旨からも早急に元所有者又はその権利承継人に所有権の回復がなされるべきであり、その為の措置を講じてもらいたい。

13 軍用地内の土地調査について

（所有権の明確化、所有権喪失者の救済）

戦後の土地調査は、測量器具の不備や技術の未熟な

ものによつて測量がなされたため、公簿公図にずさんな面があり、諸般の事情から多くの未申告者があり、所有権喪失者（公簿公図洩れ）を生じせしめる結果をまねいている。よつて、早急に軍用地内の再測量を実施完了することによつて、所有区分を明確にするとともに所有権喪失者の権利回復の措置を講じてもらいたい。更に、復帰までに処理することが困難な場合は、復帰時において、適切な救済措置を講じてもらいたい。

14 滅失地の取扱いについて

軍用地内の滅失地については、現行法令上買上げ制度がないため、他の土地と同様賃貸借に基づき、地料の支払いがなされている。よつて、復帰後は適正な買上げ補償がなされるまで、従来通り他の軍用地と同様に賃貸借による取扱いができるよう特別なる措置を講じてもらいたい。

15 基地公害の対策について

沖縄において殆んどの基地が、住民地域と密接しているため、基地公害が甚大である。よつて、地域住民の民生安定を図るため、すみやかに必要な措置を講じてもらいたい。

16 基地交付金について

膨大な土地が軍用地に接収されたため、関係市町村において、財政その他あらゆる面で支障をきたしている。従つて、当該市町村のこのような事情を考慮され、すみやかに特別基地交付金並びに調整金制度を確立してもらいたい。

17 防衛施設局の設置について

沖縄の米軍基地は、その規模、密度並びに内容において、本土の基地とは異なる特殊性をおびているほか、約四万人の地主が関係しているため、問題が複雑多岐にわたっている。よつて、復帰後の沖縄基地の管理運用にあつては、関係地主の意向を充分反映し得る施設局の設置をしてもらいたい。

後 帰 対 策 事 項 ( 後 員 会 案 )

1 軍用地の地位協定移行方法について

回答 軍用地の移行については、施設権返還と同時に本土政府と個々の地主との間で新規に賃貸借契約を締結すべきである。

2 軍用地の解放(基地の整理縮小)について

回答 市町村の地域開発等を推進するために障害となつてゐる軍用地については、解放してもらいたい。

3 軍用地の接収に伴う適償補償について

例：残地補償、隣接財産の補償、離作補償、水利権補償等

回答 軍用地の接収に伴つて適償生ずる損失補償(例えば残地補償、隣接補償、離作補償、水利権補償など)については、補償されてないので、復帰までに生じたこれ等の損失に対しては、日米政府のいづれかが補償の責任を負うかについて、明確にし補償措置を講ずるべきである。

4 後元補償について

1950年7月1日前に形質変更された土地で、1961年7月1日以後解放された土地及び将来解放される土地の後元補償

回答 1950年7月1日以前から継続使用されて来ている軍用地で1961年6月30日までに解放されたものについては、米国の恩恵的措置により補償されたが、1961年7月1日以後解放された土地の後元補償について、米国は法的補償責任を拒否しており、また将来解放される土地についても、何らの救済措置がなされていないままになつてゐる。従つて、日米両政府においてその責任の所在を明確にするとともに速かに補償の実現を図つてもらいたい。

5 入会制限に伴う損失補償について  
従来、入会實行によつて自由に立入つて木草、林野菜、薪炭林等を採取して来た国県有林野が、軍用地になつたため、これらの採取が制限又は禁止されることによつて生じた損失補償

回答 米軍の演習場として立ち入り制限されている土地のほとんどは、従来入会擧行のある国県市町村有林野が主であるため、地域住民に大きな損失を与えてゐる。よつて、これらの人達の生活権保障の立場から適切な補償措置を講じてもらいたい。

6 復帰までに未解決の土地裁判所訴訟事案について  
例：講和後の漁業補償、その他

回答 現在、土地裁判所に訴訟中の事案として軍用地借賃に関するもの9,616件並びに講和後の漁業補償に関するもの16件が提起されているが、これらの事案が復帰までに解決されない場合はその処理について日米いずれの政府に処理義務があるかを明確にするとともに適正なる補償が得られるよう措置してもらいたい。

7 未払軍用地料について

回答 軍用地の未払地料については、復帰時までに適切な方法により、全額完払出来るような措置を講じてもらいたい。

この方法によつてもなお未払の生ずる地料については、契約又は収用に係る地料の如何に拘らず、受領権者に代り地主の団体である軍用地地主会連合会（社団法人）が代理受領できるように特別な措置を講じてもらいたい。

8 復帰後の軍用地料について

回答 沖縄における軍用地料は、布令布告並びに土地借賃安定法によつて評定されているため、過去25年に亘り莫大な損失を蒙つてゐる。従つて、復帰後は、

これらの損失を補償するとともに賃貸料の評価に当たっては、次の諸条件による特別な措置を講じてもらいたい。

- 1、契約にあたっては、如何なる理由があつても現行地料を上回ること。
- 2、価値増大の制限を受けている土地については、適正かつ妥当な方法による評価を図ること。
- 3、基地の密度が本土に比較して著しく高い状態にある沖縄の特殊事情を考慮すること。

9 農認耕作地（一時使用許可地）について  
農認耕作地の地料  
一時使用権

回答 沖縄の土地は、狭小である上、農耕地の約40%に及ぶ土地が軍用地に接収されているため、やむをえず、軍用地内の土地を利用し農耕しなればならない実情にある。したがつて、復帰後も軍用地の一時使用権については、最大限に認めもらうと同時に地料についても、現行通りの取扱いによる方法により措置してもらいたい。

10 地料の前払い又はそれに代る措置について

回答 現在の軍用地々主の殆んどは、零細地主であるほか代替地の補償のなのまま自分の土地をおわれ、借地又は借家を余儀なくされているため、多くの地主が資金融資の必要を切望している実情にある。よつて、全軍用地地主を対象とした特別な資金融資の制度を設けてもらいたい。

11 非細分土地について  
その管理権と地料

回答 非細分土地については、現在布令146号により市町村にその管理権があり、その軍用地料も市町村に支払われている。復帰後においても市町村によるこれらの非細分地の管理及びその地料の受領が継続できるように措置してもらいたい。

12 国家総動員法により買収された国有地の返還について

回答 国家総動員法により強制的に買上げられたこの種土地は、買収代金の一部だけ受領した者、買収代金の全部を強制的に国債又は郵便貯金によりむけられたため、事実上の対価をうけていない者等、これら元所有者の損失ははかりしれないものがある。従つて接収当時目的達成後は元所有者にこれらの土地を優先的に払下げるという約束がなされた通り、又国家総動員法の趣旨からも早急に元所有者又はその権利承継人に所有権の回復がなされるべきであり、その為の措置を講じてもらいたい。

13 軍用地内の土地調査について

所有権の明確化、所有権喪失者の救済

回答 戦後の土地調査は、測量機具の不備や技術の未熟なものによつて測量がなされため、公簿公図にずさんな面があり、訴訟の事情から多くの未申告者があり、所有権喪失者（公簿公図消滅）を生じせしめる結果をまねいている。よつて、早急に軍用地内の再測量を実施完了することによつて、所有区分を明確にするとともに所有権喪失者の権利回復の措置を講じてもらいたい。更に、復帰までに処理することが困難な場合は、復帰時において、適切な救済措置を講じてもらいたい。

14 滅失地の取扱ひについて

回答 軍用地内の滅失地については、現行法令上買上げ制度がないため、他の土地と同様賃貸借に基づき、地料の支払いがなされている。よつて、復帰後は適正な買上げ補償がなされるまで、従来通り他の軍用地と同様に賃貸借による取扱ひができるよう特別な措置を講じてもらいたい。

15 基地公善の対策について

回答 沖縄において殆んどの基地が、住民地域と密着しているため、基地公善が甚大である。よって、地域住民の民生安定を図るため、すみやかに必要な措置を講じてもらいたい。

16 基地交付金について

回答 膨大な土地が軍用地に接収されたため、関係市町村において、財政その他あらゆる面で支障をきたしている。従って、当該市町村のことのような事情を考慮され、すみやかに特別基地交付金並びに調整金制度を確立してもらいたい。

17 防衛施設局の設置について

回答 沖縄の米軍基地は、その規模、密度並びに内容において、本土の基地とは異なる特殊性をおびているほか、約四万人の地主が関係しているため、問題が複雑多岐にわたっている。よって、復帰後の沖縄基地の管理運用にあたっては、関係地主の意向を充分反映し得る施設局の設置をしてももらいたい。